

第3回長野県環境審議会廃棄物専門委員会 議事録

1 日 時 令和2年9月25日(金) 午後1時30分～3時30分

2 場 所 長野県庁 議会棟第2特別会議室

3 出席者

委員 浅利美鈴委員、磯貝勇悟委員、大島朋子委員、窪田由美委員、高木直樹委員、中村幸宏委員、宮澤俊昭委員、美谷島越子委員、六川智明委員

環境部 参事兼資源循環推進課長 伊東和徳、資源循環推進課廃棄物対策幹建課長補佐 若林正展、資源循環推進課企画幹 宮野尾修三、資源循環推進課廃棄物監視幹 畔上広幸、課長補佐兼資源化推進係長 久保田康子、課長補佐兼廃棄物政策係長 桜井哲郎、課長補佐兼廃棄物審査係長 伊藤一茂、主任廃棄物監視員 竹田雄一

4 議事録(要旨)

(司会：若林廃棄物対策幹)

ただいまから、第3回長野県環境審議会廃棄物専門委員会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます資源循環推進課廃棄物対策幹の若林と申します。よろしくお願いいたします。

本日の専門委員会は、委員総数9名のうち、出席委員は9名でございます。過半数の出席を得ていますので、「長野県環境審議会廃棄物専門委員会設置要綱」第4の第2項の規定により会議が成立していることを御報告します。

それでは早速ですが、これより高木委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。高木委員長お願いします。

(高木委員長)

皆さまこんにちは。それでは、審議に入ります。今日の議事進行の予定ですが、2(1)の第2回廃棄物専門委員会における委員発言項目等から(4)の前の第2章の第2節からの修正案について事務局から御説明をお願いして、その段階で一度御意見を伺いたいと思います。続いて第5期計画の第5章、第6章のところについて事務局から御説明をお願いして、意見をいただくというようなことで進めようと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初に事務局から資料の御説明をお願いします。

(事務局：桜井課長補佐から資料説明)

資料1 第2回廃棄物専門委員会における委員発言項目等

資料2 可燃用指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック導入状況調査結果

資料3 目標値設定の考え方について

資料4 長野県廃棄物処理計画（第5期）第2章第2節～4章修正案

（高木委員長）

今御説明いただいたわけですが、基本的には委員の皆さんからの御意見を受けての修正が多く、御自身の発言と修正の方向性が違うとか、よく解らないところがあるなど、もちろん御自身のだけでなくでもいいですが、今のところで全体に何かあれば。

（磯貝委員）

45 ページの取組目標について、修正いただきましてありがとうございました。

しかしながら、SDGs はかなり幅広い概念ですし、ゴール 12 のみピンポイントに絞っていいのかという問題はあります。この点をもう少し検討された方がいいと思います。

また、循環型社会の「社会」という表現がドラフトにしばしば使用されていますが、「循環型経済」つまり「サーキュラーエコノミー」の方が市民権を得た用語ではないかと思えます。また、その下行で「これまでの生活様式の見直し」という文面があるのですが、これまでの生活様式を否定するような受け止め方になりはしないか、逆に「新たな生活様式の中で」と言う記述の方が望ましいのではないかと考えています。

（高木委員長）

取組目標の「つくる責任 つかう責任」の網掛け部分の下の説明文のところについて、もうちょっと検討したらという意見ではないかと理解したのですが、それでよろしいですか。

（磯貝委員）

はい、結構です。

（高木委員長）

では、事務局の方で何かありますでしょうか。

（桜井課長補佐）

SDGs の用語自体が、我々も製品を使う方の人であるという話も含めて、また、製品を作っていただく事業者の皆様、そういったところにも意識してほしいということで書かせていただいたものです。循環型社会と循環型経済ということですが、使い分けはなかなか難しいのですが、私の認識としては、経済に主眼をおいた場合に循環型経

済と、よく経済産業省の資料などに書かれているのを拝見しています。循環型社会というのは、廃棄物の処理というのは基本的に適正処理という形があった上で、資源として使えるものは資源として使っていこうという認識があるものですから、経済主体というより廃棄物の適正処理を基とした形を考えています。また、信州らしい生活様式への転換といいますと、確かに前のものを否定しているようにも捉えられかねませんので、そのところは、検討してまいりたいと思います。

(伊東参事兼課長)

今、磯貝委員がSDGsのゴール12に限定していると言っておられたのですが、ごもつともな御指摘でございまして、私ども資源循環廃棄物対策施策でSDGsの17ゴールで何が一番該当するかというと11、12、14と言っていますので、そこらが中心になると思うのですが、下の解説についてはそういったことについても拡がりを感じさせるような表現をもう少し検討してみたいと思ひまして、次回の時に再々修正してお示しさせていただきます。

(磯貝委員)

ありがとうございました。

(高木委員長)

よろしいですか。ほかには何か。取組目標の文言は何回も出てきてしまうところなので、ここについてちょっとと思われている方は、是非発言をしてください。前回から大幅に修正になっているので、前回の方が良かったという困ってしまいますが、よろしいですか。だいぶ変わって責任論が出てきたのは悪くはないかなと私自身は思っているのですが。では、他のところで、資料の全体で何かまだあれば。

(桜井課長補佐)

すみません。先ほどの資料3のところでは修正ございまして、食品ロスの数値のところは上向き矢印はイコールの緑色の形に修正をお願いします。

(高木委員長)

77、77、52と並んでいるのはイコールという意味ですね。

(桜井課長補佐)

はい。

(磯貝委員)

47 ページ、事業者の役割ですが、3 番の市町村・広域連合・一部事務組合、4 番の県の役割なのですが、それぞれの下から 2 行目のところの役割なのですが、どうすみ分けしているのか具体的に御説明いただければと思います。

(桜井課長補佐)

はい、3 の市町村・広域連合・一部事務組合の役割のところにかかせていただいていますのは、市町村の役割として、包括的な処理責任を市町村が一般廃棄物について負っているものですから、それらに併せて食品ロスやプラスチックごみの削減を行っていただくといい形で書かせていただいたつもりのものであります。県の役割は、それを包括的な形で進めていくとともに産業廃棄物等も含めて事業系で出てくる食品ロス、プラスチックといったものの削減についても包括的に進めるということを書いています。

(磯貝委員)

住民については市町村に基本的にはお任せするスタンスか。

(桜井課長補佐)

一般廃棄物に起因するものは、そうなるかとは思っています。ただ、そのところ完全に住み分けるのではなく、例えば食品ロスの啓発については、県で包含的にやっけてまいりますし、市町村ではより地域にフィットした形の啓発を行う形かと思っております。

(磯貝委員)

どうも、ありがとうございました。

(高木委員長)

よろしいですか。あとは。

(窪田委員)

54 ページについて、教えていただきたいのが、長野県産業廃棄物 3 R 実践協定というところですが、協定の締結の事業者数を拡大するとともにというところで、製造業は 4 事業所だけが締結していて、製造業の総数はわからないのですが、4 という数字はちょっと少ないかと思っております。実際どういう形で、例えば廃棄物の排出量が 1000 トン以上のところが多量廃棄物のような感じで必ず出さなければいけないなどそういう拘束力はなく、排出事業者が自分たちの意思で申し込んでやる、そういうものかと思うのですが、この向上を図るとあるので、どのようにして今後やっていくのかというところを

教えていただければ。

(桜井課長補佐)

3 R 実践協定は企業の皆様と県とで協定を図りまして、廃棄物の再利用であるとか、適正処理について自主的な取組を促していくものです。御指摘のとおり製造業では少し弱いところがございます。建設業者ですと、この協定を結ばせていただいているところについて、入札参加資格でインセンティブがあります。製造業の方との協定については、このインセンティブの部分がなく、お願いベースになっております。今までの3 R 実践講習会などで、協定説明させていただいておりますけれども、なかなかそのようなこともあり進んでいないところです。

(高木委員長)

よろしいですか。

(窪田委員)

ありがとうございます。

(浅利委員)

まずは、資料3で、しっかりまとめていただいたので、今後の参考にもなるのかなと思いますけれど、それにはいろいろ御意見があると思いますが、コロナ禍でいろいろ予期しないことがあると思いますので、注視しながらしっかりと進めていただけたらどうかと感想を持ちました。

資料4の方で、先ほど御指摘のあった45ページの取組目標のところですが、下の文章ももうちょっとこなれた方がいいのかなというようなことを感じました。特に2段落目のところの、各主体が限られた資源を繰り返し利用するなどというのは一体何の例なのかということが解らなかつたりとか、そうかと思えば事業者の話になったり個人の話になったり、3 R がいろいろな順番で出てきたり、文章的な話ですが、少し整理して最終版に望まれた方がいいのかという印象を受けました。

あと、その上に3 R +Renewable とあるのですが、Renewable のところに※印がついているのですが、※印の解説自体がどこかに落ちているような気がするので、その辺も見ておいていただけたらと思います。細かな点ですけれども。

(伊東参事兼課長)

ありがとうございます。すみません、Renewable 原稿で作っているときには解説あったのですが、プリントした段階で消えてしまいました。

それでちょっとRenewable の話が出たものですから。Renewable につきましては、前

回の専門委員会で申し上げたのですが、長野県議会で脱炭素社会づくり条例、議員提案条例ということで今検討していきまして、これが今日の午前中に調査会のほうで条例の素案が固まり、そのまま議会の議員連盟の方で意思決定をする見込みで、この9月議会中に上程されてくる可能性がかなり高まってきています。そうした中で、私どもがRenewableということによって表現させていただいている部分が、議員提案条例の中で同じ意味なのですが別の表現で出している部分もありますので、ここで具体的にはどうこうということは申し上げられないのですが、どちらの表現を使うかというところについては、まだ検討の余地がある状況になっています。いずれにしても用語の解説でしっかり、仮にRenewable以外の単語を使ったとしてもそれは同じ意味ですよということをしかり解説をしていきたいと思っています。いずれにしてもそういう状況を踏まえて表現を変更することであればなるべく早めに委員の皆様には情報提供させていただいて、次回の委員会で御了承いただくというような形にもっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

(高木委員長)

それは、条例で出てくるものがあるとするならば、ある程度整合性をとっておくほうが良いのは間違いないと思います。あとはよろしいでしょうか。

引き続き(5)の長野県廃棄物処理計画(第5期)第5章、6章案の説明をよろしくお願いします。

(事務局：桜井課長補佐から資料説明)

資料5 長野県廃棄物処理計画(第5期)第5章～6章案

(高木委員長)

一気に説明をいただきましたが、何か指摘事項があれば。

(磯貝委員)

87 ページのイの産業廃棄物の適正処理の確保のマニフェスト制度で、県として電子マニフェストを推進していきたいのか明確にした方がいいのではないかと考えます。デジタル化時代ですので、例えばデジタル化にできない事業者がいらっしやれば何らかの形で支援されるとか、そういうことが時代の流れとして必要ではないかと考えます。

(桜井課長補佐)

電子マニフェストについては、県の方でも必要なことと考えており、毎年度研修会を

行って普及に努めているところです。先ほど説明をさせていただいたとおり、特別管理産業廃棄物の一部で電子マニフェストが義務化されたところですので、それによる普及に期待するところもございます。一方で今年度研修会は、講師をコロナ禍で手配することが難しい状況もあり、開催が難しい状況になってきています。このような状況ではございますが、電子マニフェスト普及は必要ですので、引き続き研修会等通じて普及促進を進めてまいりたいと考えています。

(磯貝委員)

実際に研修をやって成果というのは出ているのですか。

(桜井課長補佐)

普及率で申しますと、県下において平成 28 年度、普及率 24.1%であったものが、平成 30 年度においては 30.6%と少しずつ向上してきている状況です。

(磯貝委員)

わかりました。もうひとつだけ、92 ページの下の段の環境省及び防衛省の連携のことなのですが、Operation:One Nagano にかなり重きをおいて紹介されていたので、せっくなのでこの辺りをもうちょっと肉付けして成功事例として全国に PR されたらどうかということと、広域連携のところで、先ほどお話しした中環審の 2 回目の会の資料に具申化されて、長野県内の仮置場から直江津港を通じて敦賀港に行って三重県内の処理施設に行ったという分かりやすい図が示されていました。言葉よりも図を取り入れていただいた方が分かりやすいのかなと、その辺りを御配慮いただけると県民の方々に連携の重要性を説明しやすいのではないかと考えました。

(伊東参事兼課長)

ありがとうございます。今、磯貝委員から御指摘のありました Operation:One Nagano ですとか、広域処理につきましては、先ほど桜井の方から御説明申し上げましたとおり、中部ブロックの広域連携も初めて実際に動いたということや、Operation:One Nagano がまさに今回一つのモデルケースになり、長野市の取組を国の方でも注目をして、特に環境省と防衛省がこれを見て具体的に他の地域でも動くようにと検討も始めているところもございますので、是非ともコラムでこういった事例を計画の中で示していきたいと考えています。またいずれの時期に委員の皆様にお示しをして御意見を賜っていきたいと思っています。

(磯貝委員)

どうも、ありがとうございました。

(中村委員)

先ほど電子Manifestoの話が出まして、普及率 30.6%ということで、電子Manifestoの制度ができてもう十年以上は経っていますので、本来でしたらもう少し普及が進んでいてもいいのかなど。実際に普及が進まない一因としては、ソフト的に紙のManifestoですと一枚いくらか掛かるのですが、本来は排出事業者が自分で用意をして発行するというのが法律で定めているのですが、必ずしもそうになっていないと聞いています。電子Manifestoであると排出事業者がコストが発生する、紙の場合は廃棄物処理業者に負担させるという形ができてしまうところも普及を阻害している一因ではないかと思うのです。その辺りを排出者への立ち入り検査等、件数を見ると排出事業者で5700件と言われていますが、そういったところをしっかりと指導をしていただければもう少し普及が進むのではと思いますので、よろしくお願いします。

それと、82ページに廃棄物が県外流出・県内流入とあるのですが、県外に流出しているのは約44万トン、流入が18万トンですね。廃棄物が外に出ていく方が多くて、県内に入ってくるのが少ないということで、一見、それを見ますと廃棄物が県内に少なくなるということで環境のために良いのかなという感覚を持つかとは思いますが、そういったものでもない。県内で発生したものは県内で処理をするのが一番求められることであると思いますし、当然そうしなければいけないことであると思います。その後に災害廃棄物の事もいろいろ書かれているのですが、先ほど広域連携で、災害廃棄物が三重とか富山とか県外の民間の事業者が処理をしたということで、今までにない取組で評価されている部分もあろうかと思うのですが、これも本来ですと、県内の事業者がやるべきことであって、我々事業者としては、どちらかというところと恥ずかしいというか、県内の廃棄物を扱っている事業者の力不足によって、やむを得ず県外の事業者に頼ってしまったということになりますので、これは我々もその辺りはしっかりと今後の事業活動で県内で発生したものぐらいいは県内で処理できるようにしていきたいとは本当に思っているところです。ただ、処理事業をやるには許可が無くてはできないということで、法律的には産業廃棄物の許可を取るのに住民の皆さんの同意とかそういったことが必要とはされていないのですが、現実的には住民の皆さんの理解をしっかりと得た上でないと処理施設は作ることができないという、それ自体は絶対必要なことですので、我々もそういったことを努力したいと思うのですが、やはり住民の皆さんに例えば災害が起こった時に処理施設が無ければ復旧にも手間がかかってしまったり、いろんな不便が発生するというのをもう少し理解をしていただきたいと。産業廃棄物処理施設は全て邪魔なものだ、無いほうが良いとそういった考え方をちょっと改めてもらえるような啓発活動であったり告知であったり、なんでもかんでも自分の市町村にはそういったものが絶対来てもらっては困るということではなくて、自分の市町村の災害が起きた時に生活再建をするには絶対、災害廃棄物を処理する施設もなければ困るわけですから、そういったところで、我々も当然業界として信頼性を高めるとか努力もするわけですが、こういっ

たところにも廃棄物処理施設の必要性であったりそういったことを少し告知していた
だければと思います。

(伊東参事兼課長)

はい、いくつか御意見、御指摘いただきました。まず、電子マニフェストの関係につ
きましては、中村委員が資源循環保全協会の会長ということで、協会とも共催という形
で、電子マニフェストの普及の研修会、講習会も開催させていただいてまして本当に
ありがたく感じています。中村委員御指摘のとおり、ただ講習会を開いているだけでは
なくて、やはり私も排出事業者への立ち入り検査等の際にもやはりこの電子マニフェ
ストの普及というのをしっかりと呼びかけをしていくということが非常に大事だという
ことを思っていますので、立ち入り検査等の機会を通じて排出事業者にも呼びかけをし
てまいりたいと思っています。

それから、その廃棄物の流入流出の話はまさに御指摘のとおりでございまして、一番
は自分たちの地域で出た廃棄物は自分たちの地域で完結させるということが、理想とい
うところではあるのですが、一方で国の方でも広域処理ということをかなり言っている
という状況もありますので、そうした中で長野県としてどういった形でやっていくかとい
うことについては、資源循環保全協会と私ども毎年意見交換等させていただいている
中で、先ほど言われました災害廃棄物のことについても、今年の意見交換会の中で今後
課題を整理してしっかりと対応していきましょうということで確認をさせていただい
ていますので、是非共々考えていくということで御知恵をお借りできればと思っていま
す。廃棄物の処理施設というものが必要ということを県民の皆さんにしっかりと周知し
ていくということは本当に大事なことでございますので、そこは宿題とさせていただい
て、何か今回の計画の中で、そうした記述もどこかに織り込めるように考えてみたいと
思っていますので、よろしくをお願いします。

(高木委員長)

ほかには。

(浅利委員)

いいでしょうか。すごくデータも充実していて勉強になりました。いくつか気になっ
たといいますか、もうちょっと検討してもいいのかなと。私も先ほどの 82 ページの県
外流出流入というところは、気になってはいましたので今後どういう方針で取り組んで
いくかということは改めて深めていただけたらと思います。80 ページ目のアの 3 行目
とかでリチウムイオン電池などの爆発事故の件に触れていたり、次の 81 ページの表 5-
1-1 高齢者に対するごみ出し支援の数字などもあったりするのですが、この辺はかなり
近い将来にすごく大きな課題になる可能性が高いのではないかなと思っています、その後

の計画の中でも 85 ページのところでは施策として盛り込んでいただいているのですが、全部何とかするに努めますという感じで、もうちょっとメリハリつけてといいますか、少し具体的なところに踏み込んだような検討、実際にするというを前提に検討された方がいいのかなという印象を受けました。それができればものすごく充実して踏み込んでいただいているんだなと思うのですけれども。あと、広域化の部分もかなり県がリーダーシップをとって進めておられるのでしょうか、あまり京都では考えられない、本当に素晴らしいので、うらやましく見ていたのですけれども、その辺りは是非教えていただきたいなということもあります。106 ページの下の※印 1 のところで川上村、南牧村の独自処理というのはどういうものをお考えおられるのか。地域循環共生圏に繋がる部分では今は焼却がメインになっていますけれども、バイオ系の処理とか県内でもいくつか熱心なところもあると思いますので、その辺りを上手くここと地域循環共生圏のところ、もうちょっと表現していただいてもいいのかなという気もしました。地域循環共生圏、これも国の絵を持ってきておられるのですが、ほかに長野県でもいくつか産業都市とか地域循環共生圏で市町村で頑張っているところがあったと思いますので、そういう例を出していただいてもいいのかなという印象を持ちました。

あと、見落とししていたかもしれないのですが、産業廃棄物の最終処分場の話はできているのですが、一般廃棄物とかその辺りの埋め立て状況というのはどこを見たらいいのかわからないので教えていただけたらと思います。

(桜井課長補佐)

ありがとうございます。85 ページのリチウムイオン電池や廃エアゾール運搬等、努めますといった形の表現が多いと思いますので、改めてもう少し具体的な記載ができるか、そのところは考えてまいります。

広域化計画のところでは御質問いただいた川上村等の話ですが、現状川上村等については、小型焼却炉にて処理を行っています。建設中の佐久エリアの焼却施設が若干遠く、村から運搬に相当な時間が掛かることもあり、そのような形となっていますけれども、検討という形においては、この枠組みで広域化の検討をしていくことが適当であろうと考えていますので、このような記載となっております。また、一般廃棄物の最終処分場の残余年数ですけれども、88 ページの(イ)最終処分場のとおり、平成 30 年度末県全体での残余年数は約 15 年となっています。産業廃棄物と違い一般廃棄物は自分のエリア内だけで入ってくるものですから、こういう形で記載させていただきました。

(伊東参事兼課長)

若干補足させていただきます。広域化がなんでこんなに進んでいるのかというところにつきましても、私ども深く分析をしているわけではないのですが、一つ背景として長野県は非常に小規模な自治体が多くて、単独の市町村で何かをやるということがなかなか

か難しいという中で、廃棄物の話に限らず、様々な自治体の施策というものが広域連合単位でありますとか、ある程度複数の市町村でまたがったところで連携してやるというようなそういう基礎的な土壌というものがあります。それと財政的に非常に厳しい市町村が多く、国の支援を受けて施設整備していかないといけないということで、循環型社会形成推進交付金を受けるにはやはりある程度広域的な体制ですとか、一定規模以上の施設でないと補助対象を受けられないというところの現実的な面もありまして、そういった中で近隣の市町村が声を掛け合って、ある程度まとまった形で整備していくということがあって、比較的複数の市町村が一つの施設というような形で広域的にまとまっているのではないかなというふうに見ています。

それから浅利委員のおっしゃるとおり、この地域循環共生圏については長野県の場合、どちらかというとならぬ自然エネルギーの方を中心に議論が進んでいるという部分がありまして、私どもの中ではまだ地域循環共生圏の一步手前の地域循環圏の形成構築支援といったところでここ2、3年やってきているんですが、確かに特徴的な取組をやっているような自治体も出てきていますので、またそういったところはコラム等で紹介できるようなことを考えていきたいと思います。その際是非、浅利先生にもこんなのがいいんじゃないかなどアドバイスもいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

(磯貝委員)

多分、一番つぼになると思うのですが、114 ページの 2050 ゼロカーボンに向けた取組で、先週の記事で環境大臣が中継でお話された姿をテレビで拝見したのですが、この114 ページから 115 ページにかけてのリデュースの推進とカリユースの推進に関しては、ほぼ現行のものを推進するだけであって、単なる継続事業であって、決して未来に向けて何か別のもの斬新なものを取り組んでいくということが多分無いと思います。

さらに縦割り行政の弊害が今指摘されている中で、資源エネルギー庁が1月に「革新的環境イノベーション戦略」を立ち上げましたよね。国の戦略を県環境部がどう連携して取り組んでいくか、県環境部が例えば産業労働部とどう取り組んでいくかが今後重要になってきます。

(伊東参事兼課長)

大変ありがたい御意見をいただきました。おっしゃるとおりでして、私ども廃棄物処理計画ということからどうしても自分たちの施策の中でゼロカーボンに寄与できるものは何かと考えて、しかも長期的な視点ですので少しぼわっとしたことの記述に留まっているところは否めないところです。どういう書きぶりかというのと今お話聞いてもすぐにお答えができないのですが、一つには私ども環境部の中にゼロカーボン推進室がございますので、そちらの方からも知恵を借りながらもう少し廃棄物の適正処理であったり、計画で言っている3R+Renewable、そういった視点からもう少し何か書き込めるも

のがないのかという相談をしてみて、新しい記述ができるようであれば次回の委員会でお示しをしたいと思っています。

(磯貝委員)

Society5.0 に関しては、用語が先行してしまっていて、正確に理解されていないところがありますので、是非コラムに加えて頂き、啓発して頂ければ幸いです。

(高木委員長)

2050 ゼロカーボンに向けた取組というのはそろそろ考えていかないと。2050 年にゼロカーボンを本当に達成しているとしたら、その時にごみとか廃棄物に関する世界はどうなっているんだという、ある程度イメージを始めていかないと間に合わなくなるという話で、今御指摘いただいたことを受けてゼロカーボン室と相談しながらというお話をいただいたので、是非進めていただけたらいいと思います。基本的に廃棄物の流れ全体を追っていったときに、カーボンの視点からはどれが負担になっているかというのは見てみなくてはいけなくて、すごくスムーズに処理ができていよねというものが意外にカーボンを出していたりして、この部分というのは、例えばワンウェイのものとか実は重さとしては重くないのだけれど CO₂ の視点から見たらすごく大きいよねというものもあり得ると思うので、ペットボトルのあの使い方ではもう無理ということが見えてきてしまえばそれなりの対策を、長野県だけで何ができるのかということをして、出てくるのではないかと気がします。それを 10 月ぐらいまでに何とかしろという話ではなく、検討は始めていただいて、少なくとも次の計画を出すぐらいのときまでにはかなり方向性が見えているぐらいでないと、次はもう 2025 年になりますので、ずっと続く宿題だと思ってお願いします。

(伊東参事兼課長)

高木委員長おっしゃるとおりで、私ども初めて昨年の 12 月にゼロカーボンの決意をして、今年の 3 月に方針を示して始まったところで、たまたまそういう年に私ども計画を作っていることで、かなり具体的に書き込めればいいのですが、なかなかタイミング的に難しい部分があるのですが、まさに今委員長おっしゃるように、この次の計画の時、第 6 期計画の時にはここを主眼にといいますか、かなりの柱に据えて計画というものを作っていくとなかなか耐えられないのかなという感じは持っていますので、そういった視点をしっかり次の計画の繋げられるように、少なくとも問題提起であるとか少し課題的なものが少しわかるようにしていければと思っています。

(高木委員長)

大変、心強いお言葉でございます。先ほど、県議会の方で条例を作っているというこ

とがあつたのですけれど、それができると当然どこかに反映されていくということになるのでしょうか。

(伊東参事兼課長)

そうですね。その中で実は私ども議会で検討している計画が情報としていただいているものですからその中で書かれていることと今私どもの計画と、方向性としてベクトルがずれているということはないのかなと認識しています。そういった中で、たまたま新しい条例の中で象徴的な単語として使われているものがありまして、かなり条例でも前面に出しています。次回の時に御説明申し上げて、委員の皆様にご了解いただければ、是非とも中間報告の際には、条例も意識したものでやっていければと思っています。

予定ではこれから議会の中の機関決定をしていかなければいけないのですが、機関決定が上手くいくと今回の議会に上程をし、そのまま採決となるスケジュール感だと思います。

(高木委員長)

採決されれば、ある程度書いたりできるようになるわけですね。

(伊東参事兼課長)

そうですね。今の段階ではまだ。申し訳ございません。

(高木委員長)

はい、ほかに何かございますか。

(窪田委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、87 ページの(ウ)の県外流出・県内流入のところの文章ですが、事前協議制度の周知とあるのですが、私たちも廃棄物を県外へ出していて、栃木県であったり、愛知県、静岡県に事前にこの位廃棄物出しますよと。そして実際にはどうでしたと実績報告のようなものを行っているので、そういう意味合いなのかなと思ったのですが、今現在長野県では、産業廃棄物の県外から長野県内に入ってくるものに対する制度かなと思ったのですが。

(伊藤課長補佐)

87 ページは、あくまでも産業廃棄物の県外流出・県内流入ということで記載をしています。ここに書かれている事前協議制度ですが、産業廃棄物が県外で発生したものを県内で最終処分、埋め立てをする場合に事前協議制度を設けています。むやみに長野県内に産業廃棄物が大量に持ち込まれ、そのまま埋め立てられるということが好ましくな

いことで、一定の事前協議制度を、長野県独自の制度ですけれども設けまして事前チェックをし、減量化ですとか何かしら検討できることはないのか、そういったようなことも排出事業者の方、関連事業者の方に考えてもらうきっかけとなるような目的も兼ね備えてこの制度を設けています。こういった制度があることによって、産業廃棄物の最終処分場もリサイクル促進という方向に上手く機能していると私どもも考えていまして、この産業廃棄物の最終処分に係る事前協議制度、これまでも機能しているということも踏まえましてさらなる周知等を進めていくことは重要ということで書かせていただいています。

(窪田委員)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(伊東参事兼課長)

今、伊藤の方から御説明申し上げたとおり、制度の場合そういうことなのですが、実は全国的に見てもこの産業廃棄物の流入にあたって事前協議制度を設けている都道府県というのは多くあります。ただ、性格が若干異なっていて流入そのものを規制するために事前協議制度を持っている都道府県も事実としてございますが、長野県は、流入そのものを規制するというのが目的ではなくて、先ほど伊藤から申し上げましたとおり、再生利用できるものはもう少し再生利用したらどうかとか、どのようなものが入ってくるかということを事前に把握することで、適正処理の推進に繋げていくということが目的となっていますので、流入そのものを厳しく規制するというようなものの性格制度ではない、他県では流入そのものを厳しく規制する制度を持っているところもあるということです。

(窪田委員)

ありがとうございます。

(高木委員長)

ほかには、よろしいでしょうか。

(伊東参事兼課長)

先ほど浅利委員の方からも御指摘ございましたが、85 ページの一般廃棄物の適正処理の確保の記述、先ほどの桜井の方から申し上げたとおりですが、ここはかなり市町村の施策に関わってくるところでございます。今後市町村から御意見を賜って計画を最終的には作り上げていくわけなのですが、この書きぶりによっては、こういったところに市町村からいろいろな御意見が出ると思っています。今ここでということではござ

いませんので、市町村の御意見をいただくという意味では、市町村から二人の委員においでいただいていますので、また、後刻でけっこうですので、もう少しこういうふうに書いてくれると市町村としてはやりやすいとかがありましたら、後日お寄せいただければ非常にありがたいと思っております、そんな御意見も参考にして次回またお示しをしたいと思っております。

(浅利委員)

今のことに関連して、そういう意味ではかなり高齢者のごみ出し支援の取組率が低いなどというのはあったのですが、逆に言われないうちになかなか市町村としても学びにくい部分もあると思っておりますので、そういう意味ではここは先進事例の紹介というのでもいいのかもかもしれませんが、何か実施実態についてもう少し踏み込んだ調査をしてみるとか、なぜ取り組めないだとか危機感を持っているだとか、その辺りは少しこちらから刺激をしてもいいのかなという印象でした。あと、リチウムイオン電池の事故事例があるのですが、なかなか埋もれているような部分もありますので、その辺りは県ではもう少しやってあげられる部分もあるのかなと印象を持っていますので、参考にしていただければと思います。

(伊東参事兼課長)

ありがとうございました。

(高木委員長)

あとはよろしいでしょうか。

(美谷島委員)

専門外の話になってしまうのですが、この計画自体が誰が実施主体なのか。例えば努めますとか、周知しますとか、あっちこっちになっていて大きな目標が出ているので、なかなか文章化するのは難しいのだろうと思うのですが、この計画に基づいて誰が何を指すのかということがわかりにくい。世界的な動きとか国の動きとかが出てくると、どんどん遠のいていって、認識する人たちそれぞれの立場で何ができるのか、何を指すのかということがどんどん課題が大きくなっていて、国の動きに合わせるのか、長野県はどのような位置をどのような立場でとっていくのかという、その辺りがぼやけていっている感じがしまして、計画が計画で終わらないための何か工夫が欲しいなと感じます。やることが見えなくなっていくような、そういうことはちょっと注意をしていっていただきたいと思っております。

(伊東参事兼課長)

ありがとうございます。我々今、美谷島委員から御指摘があつてハッと気づかされた部分もありまして、このことばかりしている人間が作ると陥りやすい部分かなと思ひました。中身も少し、表現の部分で仕上げている中ではもう少し誰が何をやるのというところが分かりやすいように表現等工夫をしていきたいと思ひます。大変貴重な御意見ありがとうございます。

(美谷島委員)

景観づくりをしていますと、状況分析とか専門的なところにどんどんはまって行って誰のための何のための計画なのか、私もけっこうそういうところにはまって、出来上がったらか何かわからないね、みたいなことがけっこうあります。せつかく5年間でつくるので、いろいろな方が参画していくような工夫をしていただければと思ひます。

(伊東参事兼課長)

ありがとうございます。

(高木委員長)

たまにこういう意見を言つていただくと非常にストレートに響きました。ありがとうございました。

(磯貝委員)

他都道府県と比較し、長野県の独自色を打ち出すのに御苦労されていると思ひます。長野県は、グローバル経済の中に巻き込まれてしまったので、県内だけで経済の問題を考えても解決が見い出せない時代になっています。例えば中村委員が廃プラを海外で輸入禁止にしてしまった件の報告がありましたが、ではこの問題をどうするか考えても一県だけの施策ではなかなかどうにもならない。環境部のみなさんには御苦労ですが、そのあたりを勘案していただき、ドラフトをまとめていただければと思ひます。

(高木委員長)

励ましの言葉ですね。大変ですねということは、御理解いただいているということで、あとはいいでしょうか。

予定時間にはまだあるのですが、今日の話の中全体で言い忘れたことがもしあれば。今は気が付かなかつたけれど、あとで気が付いたなということも受け付けますので、一週間ぐらいの間に言つていただければ。御協力をお願いします。

だいたい御意見をいただいたということで、今日の審議はこの程度としますけれども、5章6章の修正について中間報告案の作成を事務局をお願いします。一応予定していた

議事内容は全て終了いたしました。皆様、御協力ありがとうございました。ここで、議長を務めを終わらせていただきます。

(司会：若林廃棄物対策幹)

高木委員長、ありがとうございました。最後に今後の日程確認をさせていただきます。次回第4回は、10月30日金曜日の午後1時30分から、本日と同じこの会議室を予定しています。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。